

市街化区域内の農地の転用届出について

- 農地法第4条第1項第7号または第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

当事者が窓口で届出する場合、認印及び本人確認できる免許証等をご持参ください。委任状による代理申請の場合は、委任を受けた者の印を押印してください。

添付書類

- 届出地の全部事項証明書（原本）
 付近見取図（届出地が容易に確認できるもの）
 協議報告書（所定様式） **事前に関係土地改良区等と協議のうえ、作成してください**

【代理申請の場合】

- 委任状（委任者の実印押印）

【当事者が来庁しない場合】

- 当事者印鑑証明書（原本） ※当事者が法人の場合、代表者のもの

【譲受人が法人の場合】

- 定款若しくは寄付行為の写しまたは現在事項全部証明書（コピー可）

【届出地の全部事項証明書の所有者住所と譲渡人の現住所が異なる場合】

- つながりがわかる住民票等（コピー可）

【相続登記がされていない場合】

- 相続関係が確認できる戸籍謄本（コピー可）
 遺産分割協議書（コピー可）
 相続関係図

【届出地で過去1年以内に分筆及び合筆を行っている場合】

- 登記申請書または登記事項要約書等（コピー可）

【土地区画整理事業該当地である場合】

- 仮換地証明書（コピー可）

【一筆の内の一部の転用の場合】

- 転用する区域、面積が特定できる求積図

【事前着工や転用行為完了の場合】

- 経過書

【納税猶予による財務省の抵当権が設定されている場合】

- 地主の納付の確認書

【競売・判決等の場合】

- 当該事実を証する書面（コピー可）

令和4年7月11日農業委員会総会承認

- 次の書類（コピー可の書類も含む。）は申請日から3か月以内の発行されたものをご用意ください

全部事項証明書、印鑑証明書、住民票、戸籍謄本、確認願、仮換地証明書、現在事項全部証明書

- 5条届出の場合は譲渡人（売主・貸人）、譲受人（買主・借人）の両名が当事者となります

- 届出地に耕作権等が設定されていないか、農業委員会事務局にてご確認ください

- 転用面積が1,000㎡以上の場合は、都市計画課及び関係各課と協議をお願いします

受付締日は、毎月2日、12日、22日（土、日、祝日は翌業務日）

受理通知書の交付は、受付締日の1週間後の午後1時以降です。（土、日、祝日は翌業務日）

受理通知書受領者は、認印を持参ください。